

辯護文書第一五〇〇一號

止

眞珠灣攻撃（米國政府印刷局、華盛頓一九四六年）第二卷ヨリノ拔萃

第八一二一三頁

一九四五年十一月三十日 金曜

眞珠灣攻撃調査米國議會兩院合同委員會

華盛頓

「シヤーマン、マイルス」少將證言

—————

「ゲセル」氏 此點ニ就テ其安全ノ問題ハドノ程度ノモノデスカ、極端ナ例ヲトツテ云ヘバ若シ日本ガ十二月七日拂曉眞珠灣ヲ攻撃スルト云フ「メツセイヂ」ヲ傍受シタトスレバ、其ノ内容ハ情報トシテ布陸ニ送ラレルト思ヒマスガ如何。

「マイルス」少將 參謀總長ニ依リ送ラレタデアリマセウ。私ハソレハ十二月七日ノ朝現實ニ起ツタ所ト類似シテ居ルト思ヒマス。我々ハ攻撃ガ何處ニ來ルヤハ分リマセンデシタガ、來ルトスレバ日本ノ回答ノ

時間タル午後一時ニ來ルノデハナイカト深く憂ヘタノデアリマス。ソ  
コデ私ハ之ヲ參謀總長ニ具申シ更ニ警告ヲ發スル様ニシヤウトシタノ  
デアリマス。

—————

第九二二頁

「ギアハート」氏 十二月七日朝起ツタコトハ貫下ニ急ニ布陸攻撃ノ可  
能性ヲ思ハシメタノデアリマセンカ。

「マイルス」少將 十二月七日朝起ツタコトハ午後一時ノ日本側回答手  
交ノ時間ニ何處カデ攻撃が開始セラルルノデハナイカト思ハシメタノ  
デアリマス。

「ギアハート」氏 貫下ハ十一月二十六日ノ「ハル」覺書ニ對スル日本  
側ノ十四部ヨリ成ル回答ナルヲ御承知デセウ。

「マイルス」少將 知ツテ居リマス。

「ギアハート」氏 十四部ノ回答ト云フトキニハ右回答ヲ日本ガ送ツタ  
方法ヲ云ツテ居ルノデセウ。

「マイルス」少將 ソウデス。

「ギアハート」氏 ツマリーツノ暗號電報デナク幾ツカニ分割シテ打電シテシテ來タノデセウ。

「マイルス」少將 ソウデス。

「ギアハート」氏 右「メツセイヂ」ノ中十三部迄ハ十二月六日ニ華盛頓デ受領シタデセウ

「マイルス」少將 十二月六日ノ晚受取ラレマシタ。

第九二四頁

「ギアハート」氏 第十四本目ハ十二月七日ノ何時ニ受取ラレタカ御存知デスカ。

「マイルス」少將 十二月七日ノ朝早ク七時カ八時頃受取ラレタモノト了解シマス。但シ正確ナ時間ハ申上ゲラレマセン。

第九二五頁

「ギアハート」氏 賈下ハ其十四本目ノ重要性ヲオ感ジニナツタノデセウ。

「マイルス」少將 讀ンダ時私ハ十四本目ノ重要性ヲ強く感じマシタ。  
「ギアハート」氏 貫下ハ右ノ寫シヲ受取ル資格アル人ニソレヲ直グニ  
届ケル様特ニ措置セラレマシタカ。

「マイルス」少將 右ハ私ノ手許ニ來ルト同（時位）ニ他ノ受取人ノ所ニ届  
ケラレマシタ。但シ「マーシャル」大將ノミハ私カラ直接又ハ「ブラ  
トン」大佐ヲ通ジテ連絡シテ居マシタ。

「ギアハート」氏 貫下ハ第十四本目ノ受領ニ付、電話、往訪其他ノ方  
法ニ依リ「マーシャル」大將ニ之ヲ知ラセル様特別ノ努力ヲ拂ハレマ  
シタカ。

「マイルス」少將 シマシタ。

「ギアハート」氏 「マーシャル」大將ト連絡出來マシタカ。

「マイルス」少將 出來マシタ

「ギアハート」氏 第十四本目ニ就テ「マーシャル」大將ニ知ラセタノ  
ハ何時デスカ。

「マイルス」少將 十二月六日及七日ノ私ノ行動ニ付覺ヲ認メマシタカ

ラ明瞭ニシ且時間ヲ節約スル爲ソレヲ讀ミマス。  
私ハ妻ト共ニONIノ長官「デオドア、ウイルキンソン」提督ノ所デ  
晚餐ニ招カレタ。八時頃カラ十一時頃迄居タ。歸ル少シ前十時半頃、  
「クレイマー」中佐カ十一月二十六日ノ米國案ニ對スル日本側ノ回答  
ノ初メノ十三部迄ノ要約ヲ持參シタ。ソレハ或ハ全文デアツタカモ知  
レナイ、之ガ十三本ニ對シ初メテ私ガ知ツタ次第デアル。

## 第九二六頁

十二月七日ノ朝早ク「ブラトン」大佐ヨリ私ノ家ニ電話ガアリ重要情報ヲ入手シ「マーシャル」大將ト連絡中ノ旨ヲ告ゲタ。私ハ「ブラトン」中佐ニ對シ「マーシャル」大將ニ對シ若シ御希望ナラバ私が「フォート、マイアー」ニ赴クヘキ旨傳フル様ニ頼ンダ、「ブラトン」大佐カ或ハ目分ガ「ジェロウ」將軍ニ電話シタ。此等ノ電話デ「マーシャル」參謀總長、「ジェロウ」將軍、「ブラトン」中佐及自分ガ集ル様ニナツタ。會議ハ參謀總長ノ事務室デ行ハレタ。

次イデ私ノ事務所ニ行キ日本側回答ノ全文ト午後一時手交ノ電報ヲ見之ニ就テ「ブラトン」大佐ト討議シタ。午後一時手交ノ訓令ト十四本目ニ私ハ非常ニ驚イタ。「マーシャル」大將ガ來ラレタラスグ知ラセテ貰フ様準備シタ。大將到着ヲ知ルヤ其ノ事務所ニ行ツタ。其處デ起ツタコトニ就テハ一九四一年十二月十五日付「一九四一年十二月七日日曜朝」ト題スル參謀總長宛ノ私ノ覺書ガ之ヲ最モ明白ナラシメル

## 第九二九頁

## 參謀總長宛覺書

題「一九四一年十二月七日日曜朝」

一、當日朝閣下ノ事務室ニ於テ起ツタコトニ關スル私ノ記憶ハ左ノ通りデアリマス

午前十一時二十五分頃閣下ハ事務室ニ<sup>一人</sup>デ居ラレマシタ殆ド直グ「ブララトシ」大佐ガ日本側ノ回答ト午後一時「ハル」長官ニ手交スル様ニトノ訓令ヲ持參シテ我々ニ加ハリマシタ。

閣下ハ相當ノ長サノ日本側回答ヲ讀ミ上ゲラレマシタ。ソレカラ「ブラトシ」及私ニ對シ如何ニ措置スベキカ乃至其意味スル所ハ何カト尋ネネラレマシタ。我々ハ回答ノ手交時間タル午後一時ハ日本側ガ軍事行動ヲトルコトヲ示スモノトシテ重要デアルト思フ旨答ヘマシタ。我々ハ日本ノ行動ハ泰ト考ヘマシタガ尙其他幾多ノ地域トモ考ヘラレマシタ。

私ハ比島、布哇、巴奈馬及西岸ニ對シ日本ノ回答ガ午後一時ニ手交サルヘキルヘキヲ以テ警戒スル様直チニ警告サルル様要請シマシタ。閣下ハソコデ「スターク」大將ニ電話サレマシタ。閣下ハ「スターク」大將ニ右ノ様ナ警告ヲ爲スヘキ旨電話サレマシタ。電話デ「スターク」大將ガ答ヘラレテカラ閣下ハ電話ヲ切り大將ノ意見ハ既ニ何回モ警告サレ

テ居ルカラ此上警告ノ要<sup>ナキ</sup>旨ナルコトヲ話サレマシタ。「ブラトン」  
ト私ハ警告ノ必要ヲ重ネテ述べマシタ。  
ソコデ閣下ハ警告文ヲ書カレマシタ。比島ニモ警告スヘキヤ否ヤノ議  
論ガアリマシタガソレハ何時起ツタカ覺エテ居マセン。閣下ハ再ビ「  
スターク」大將ヲ呼出サレ案文ヲ讀マレマシタ。「スターク」大將ハ  
同意サレタモノノ如ク海軍ニモ情報ガ與ヘラルル様依頼サレマシタ。  
閣下ハソレヲ案文ノ末尾ニ加ヘラレマシタ。

辯護側文書第一五〇〇號E六

九二九頁より(續く)

恰度其時ゲロイ陸軍中將とバンデイ陸軍大佐とが着いた。

貴下は日本の回答と時機とが何を意味すると思ふか参考として我等の所見を述べるやう、先づ予の所見をお求めになつた。予は恐らく泰國を指すものと思ふが時機なるものに就ては或る意味を減すべく警告を發せられて可然と答へた。ゲロイ中將、ブラットン、バンデイ兩大佐も同感であつた。貴下の肉筆のメッセーヂは直に通信本部に届けらるやうブラットン大佐に渡された。ここでこれを先づタイプする爲めにゲロイ中將の事務室に届くべきかどうかとといふ點に就て少々議論があつたが、時機は其時切迫して居たので予は緊急傳達の爲めブラットン大佐にそのまま渡した。ゲロイ中將はブラットン大佐が出かける時「若し優先順位の問題が持ち出されれば先づ第一に優先權を比律賓に與へる様話して欲しい」といふやうな意味のことを述べた。ブラットンは直ぐ歸つて來たので貴下は其の通告文の送達にどれ位時間がかかるか調べる様にいひつけた。そこでブラットンはもう一度通信本部へ行つて歸つて

来て、暗號にするのに三分、通信に八分、受信者の手に廿分余であつたと思ふので渡りますと貴下に復命した。

ブラットン大佐は貴下の通告を通信隊に渡す時、時計を見たが、其の時午前十一時五十分であつたと云つて居る。大佐はなほ、通信本部は「四通の通信全部が陸軍の無電で直ちに四陸軍司令部に行くのではない」と云ふことは云はなかつたと述べて居る。

予署名

ギノヤハルト氏 貴下は十四部の通信全文を初めて見たのは何時だつたか覚えて居ますか？

マイルス陸軍大將 時間をはつきり申上ることは出来ません。唯、ブラットン大佐との此の電話通信の直ぐ後で事務室に着いたことを覚えて居ります。それからゲロイ中將は實はこれは甚だはつきりしないのですが、其の通信を読むのに相當の時間を費し又參謀總長が着くまでブラットン大佐と議論してゐたと思ひます

1  
1  
1  
1  
1

九三〇頁

ギノヤハルト氏　だが日本政府が其の大使や特派大使にこれを提出するのに一  
一時といふ時間に行はせたいといふことは、其通信を見た將領連にこれは何か  
あるぞといふ點に就て深く考へさせ相當昂奮させた事と思ひますが此の點  
は如何がですか？

マイルス大將　その通りであります。本言に一外國が國務長官に日曜日の午  
後一時に通告を受理するやうに要求するのは甚だ異例のことでありませう。  
11

九三一頁

ギーヤハルト氏 よろしい。では華盛頓の一時は布哇では何時を意味しますか？

マイルス大將 今では分つて居ります様に、一時は布哇の七時を意味します。

九三三頁

ギーヤハルト氏 通電送信といふ問題に關する限りその會議は何時済みましたか。

マイルス大將 私はその内即ち十二月十五日に書き留めておきましたか、それによるとフラットン大佐はマーシャル大將の通電を通信隊に渡す時時計を出して見て居りました。その時刻は午前十一時五十分でした。

第三卷

九八九頁

合衆國陸軍中將レナード・タウンゼンドゲロー證言

ミツチエル氏（一般辯護人）ゲロー將軍、貴下の現在の階級と部署とをお

話し下さい。

ゲロー中將 レーナード・テイー・ゲロー・陸軍中將、部署カンサス州レ  
ーヴンワース要塞。

ミツチエル氏 貴下は一九四一年（昭和十六年）陸軍省作戦部に居りまし  
たか。

ゲロー中將 はい。

ミツチエル氏 何時任命を受けましたか。

ゲロー中將 一九四〇年（昭和十五年）十一月就職、一九四二年（昭和十  
七年）二月陸軍省作戦部を退きました。

ミツチエル氏、其の間貴下は作戦部の主腦でありましたか。  
ゲロー中將、はい、作戦部の參謀次長でありました。

九九〇頁

ミツチエル氏、よろしい。作戦部に關する規則の一部として。

ゲロー中將、はい、十二節を引用します

作戦部一般任務

A 陸軍作戦部ハ一般ニ國防上單獨又ハ海軍ト協力シテ陸軍兵力ヲ戰場ニ於テ  
用フルニ當リ諸計畫ノ編成ニ關スル陸軍省省員ノ任務ヲ課セラル。

B 陸軍作戦部ハ特ニ諸計畫及諸政策ノ作成並ニ下記行動監督ノ任務ヲ課セラル  
ル

(一) 海岸並ニ陸地要塞ノ配置並ニ武裝

(二) 國防上軍隊ノ使用ヲ必要トスベキアラユル狀況下ニ於テ之ニ要スル兵力ト  
時期トノ推定

(三) 冒頭ノ軍事的展開へ冒頭展開を實施すべき軍隊移動の諸計畫及諸命令は作  
戦及訓練局の任務に屬す

四 戦場に於る現行作戦

四 装備の大綱に關し作戦訓練局並に補給局との協議

以上は一九四一年（昭和十六年）戦争計畫局の任務であります。

一〇四二頁

デロイ中將 はい。十四部通牒即ち午後時々通牒が始めて参謀本部に  
十二月七日の朝参りましたのは十一時三十分頃でありました。

支那特派大使デヨード、シ、マキシャル陸軍元帥の證言

ミツチエル氏 扱昨夜閉廷しました時私は貴下に一間をお尋ねしました  
私は今それを繰り返します

「貴下は此の東京から此地日本大使に當てた外交通電、我々が略して十  
四節通牒、午後一時通牒といふものを覺へて居られますか」  
貴下の御返事は「はい、覺えて居ります」でありました。

「それを貴下が始めて知られたのは何時、又どんな状況の下に於てであ  
りましたかありのまゝお話し下さい」

「私が初めて此の通電を知りましたのを……に着いた時……」とそこまで貴下が云はれた時散會になりました。では御答へを願ひます。

マーシャル元師 私が目曜日、十二月七日の朝夜所に着いた時でありました。その日の朝は八時頃に朝食を攝つたこと、思つて居ります。それから貴重な日曜日に送る慣例に随つて少時してから乗馬に出かけました。

「此の眞珠灣港事件査問會で私が行つた曩の陳述では私は多分八時三十分に乗馬したと申上げたかと思ひます。順序に就ての議論や又私が色々な人を見たといふ證據は全く私を誘導するもので後刻私は乗馬して居たではないかと考へる確固たる記憶によるものではありませんが八時から私が陸軍省に行くまでの間に朝飯を食べ、多分日曜新聞に眼を通しそれから乗馬に出かけた……」

それから先きの記憶は、私がシャワーをかけて居る時、シャワー室に入つて行つたか又は實際シャワーをかけて居たかどちらかですか、ブラツトン大佐が何か重大なことがあつてフォート、マイヤーに来て欲しいとの知らせがあつた。私は陸軍省に行くと思つて返事しました。そこでシャワーを終つて身装りをして陸軍省に向つたのです。

私のシャワーをとり衣類を着る時間は平均十分間位、恐らくそれより短いでせう。何時に陸軍省に着いたかといふことは憶測の問題で私に記憶はありません。

私が陸軍省に着きますとブラツトン大佐は私に横取りして即ち

十四日條よりなる日本の通謀を手交し、私はそれ

を通流し始めました

それは相違なく又私はその様な性質の爲に或一部分を二反も読んごるを記憶してゐます

辯護側文書第一五〇〇號一六一六  
第一一〇八頁續

文書の終りに達したとき次の綴は十二月七日の「一時」通牒であつた  
ミツチエル氏、それは此の事を日曜日の午後一時に米國政府に手交する  
ことを指令する通牒であるか。

マーシャル將軍、然り、其の通牒である、それは無論私及びその室へ這  
入て來た他の總ての人々に對し一時に何か或る特別の行動のあることを  
指示した何とならば其の一時といふのは日曜日であり場所は華府であり  
又國務長官をも含めてゐるといふが如きは滅多にあることでないから、  
私は直ちにスターク提督に電話をした様に思ふそして彼が通牒をしたこ  
とが分つた。私はそこで太平洋領域の比島、布哇、カリビアン海方面即  
ちパナマ海峽及びアラスカを含む西海岸の各司令官に通牒を發した。ス  
ターク提督はこの通牒は司令官達の頭を混亂させはしないかと感じた。  
何とならば吾々は已に彼等に警報を與へてゐるのに今亦新たに之に何事

かを附加せんとするのだから、  
私は受話器を掛けた。それは白亜館の電話であつたが。そして普通文字  
で通牒を認めた。私の記憶によるとスターク提督が折返し私に電話して  
きた様に思ふ。然し白亜館の電話記録に依ると私が彼に電話を折返しか  
けた様になつてゐる。私は彼に通牒を読み送た記憶はない。反対に私が  
最後の文章を残して正に通牒を書き上げようとしたときに彼が電話して  
きた様に思ふ。

然し兎に角私とスタークとの間に訪問か會談が取り交はされたことはあつた其の結果として彼は私に「本通牒は之を海軍將校に示すべし」といふ文句を特に通牒に記載する様に希望したのであつた。そして私はその通り普通文字で記入したのであつたが、私はブラトン大佐に命じてその通牒を直ちに通牒本部へ携帯せしめ所定の手續を採らしめた。その際通牒をタイプライターに打たせようといふ話も出たが結局時間がないといふのでブラットン大佐は通牒をそのまま委託して歸つたのであつた。彼が歸つて来るや私は彼に所要時間に就いて質問したが彼が（不明）の間並に發信及受信の時間に就て語つたか何うかはつきりしなかつたので太平洋問題に關し即刻詳細なる報告をもたせらる爲めにバンド大佐を隨伴せしめて彼を再び通牒本部へ送つた

彼等は歸つて來て世界の此等の各箇所に通牒の到達する時間の豫想を語つた。私の記憶では少くともバンテイ大佐をば再び派遣したと思ふがその際ブラットン大佐をも同道せしめた様にも思つた

私は他の人々が第三回目の派遣がなかつたと述べてゐると信ずる、確か二回の派遣であつたかも知れぬが私の記憶では三回の様に思ふ。然しそ

これは通牒の發電に關する手續であつたと思はれる  
第一一一一頁

ミツチエル氏 然らば貴下は通牒を讀み十一時三十分又は十一時四十分  
までに警戒の準備行動にいでたか

護衛側文書第一五〇〇一E16

第一一一一一一一二頁

ミツエル氏「では少くとも貴方は」

マーシャル大將「さやうです。それが完成したのはたしか一一時四〇分  
だつたとおもひます。といふのはそれまでに最後の一文を除き全部そ  
れを筆記させましたから。」

ミツチエル氏「次に證據第六一號として次のごとき寫眞版を提出致しま  
す。これは一九四一年十二月七日附のものでタイプされてをります。」

高級副官覺書

(參謀總長經由)

極東情勢ニ關する件

「陸軍長官は次の第一至急無電を米國極東軍司令官、カリブ防衛司令官、ハワイ部司令官、第四軍司令官に夫々送付することを命ず。」

この電文の内容は次のことであります

「東部標準は午後一時日本側は實質上最後通牒に等しきものを提示しつ  
つあり。尙日本側はその暗號機を即時破壊すべき命令を受けたり。指  
定時刻が如何なる意味を有するやは目下不明なるも右事情に鑑み嚴戒  
を要す。海軍當局にも本通告を傳達せよ」

マーシャル

「これにはジエロウ將軍の署名があります。委員の方ごはこの寫しを御持  
持ちでせうか」

議長「持つてをります」

ミツチエル氏「御覽のごほりその下に記録があります。これは次のごとての下に記  
くなつてをります。以下十二一七一四一、午前二、五二發無電文十二一七一

發 暗號室 W、D、M、O、L

マーシャル大將「これは陸軍省通信部のことです」

ミツチエル氏「このほか十二時〇五分にマニラ宛、十二時十七分にハフワ〇五分に  
イ宛のものが發せられてあります。カリブ司令部宛のものは消えてをります。カ  
ます。これは十二時〇〇分發せられたやうであります。在サンフランシスコ  
シスコ第八軍宛のものは十二時十一分であります。ハフワ宛のものは十二時十一分

一九四五年十二月十一日火曜日

第一三二七頁

マーシャル大將「私の證言及び當時の出來事に関する私の記憶によりまして、當時の  
すこす丁度私が乗馬の後シャワーを浴びてをります。私のごとくにブラ

トン大佐が或る重要な情報を持つて来るからといふ傳言が参りました  
そこで私は・・・」

フアーギュソン議員「一寸失禮ですが・・・」

ゲゼル氏「どうか大將の御答のをはるまで御待ち下さい」

フアーギュソン議員「いや失禮しました。どうか御続け下さい」

マーシャル大將「ブラトン大佐が私を尋ねて来る、或る重要な情報をたづさへて私に會ひに來たいといふのです。そこで私は今すぐ陸軍省へ行くからと返事をし、シャワー浴を了へ身仕度をして（たしかこれに約十分位かかるだらうと返事したかと記憶してをりますが）さもなくすぐ車に乗つて陸軍省に行つたのであります」

議事録第一五〇〇号 一六一六

第一三二七頁（續き）

上院議員フアーグソン、私が諒解するが如くそれは七分續いたか或は十分續いたか

チャーシャル將軍約七分と想像する

上院議員フアーグソン、然らば尙十七分経過したことになるか  
チャーシャル將軍然り

上院議員フアーグソン（續けて）ブラットンが貴下に接見しやうと欲したことを知つてから

チャーシャル將軍然り

上院議員フアーグソン貴下は此の通牒を受けられたか  
チャーシャル將軍否、私は之だけが總てたと申上げ度い、此の通牒と云はれるのは何の意味か

上院議員フアーグソン、私は十四の部分に就て語てゐるのである  
チャーシャル將軍、その通りである

上院議員フアーグソン、  
「一時」も  
マーシャル將軍、その通りである

上院議員フアーグソン、  
暗殺の破壊も

マーシャル將軍、その通りである

上院議員フアーグソン、その通りか

マーシャル將軍、その通りである

上院議員フアーグソン、  
貴下の關する限り貴下が  
ブラットンから通知を受  
取て十七分後貴下は此等の  
通牒を受領したのであるか  
マーシャル將軍然り

上院議員フアーグソン、  
それは日曜の朝であつたか  
マーシャル將軍、然り日曜の朝であつた